限度」という。）が定められている場合にあっては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該建ぺい率限度を減じた数値に十分の二を加えた数値以上であること。

(ii) 建ぺい率限度が定められていない場合にあっては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であること。

ロ　土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え（令第一条の三第一項第八号に規定する建替えをいう。以下同じ。）により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。

ハ　施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であって、敷地面積が三百平方メートル以上であること。

2　令第一条の三第一項第八号イに規定する主務省令で定める建築物は、次の各号に該当する建築物とする。

一　外壁の屋外に面する部分及び軒裏は、防火構造（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号に規定する防火構造をいう。）であること。

二　屋根は、不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造り、又はふいたものであること。

三　前二号に定めるもののほか、建築物の各部分は、防火上支障のない構造であること。

3　令第一条の三第一項第八号ロに規定する主務省令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　都市計画法第八条第一項第二号の特別用途地区（建築物の中高層階における住宅の確保及び住居の環境の保護を図ることを目的とするものに限る。）内の中高層耐火建築物

二　都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内の建築物（建築基準法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する建築物を除く。）

三　都市計画法第八条第一項第四号の特定街区（市街地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止を目的とするものに限る。）内の建築物

四　都市計画法第八条第一項第四号の二の都市再生特別地区内の建築物（建築基準法第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する建築物を除く。）

五　都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）内の中高層耐火建築物で当該地区計画に係る地区整備計画において当該建築物につきその容積率の最低限度、その建築面積の最低限度及びその高さの最低限度が定められているもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するもの

六　都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区（同条第二項第一号に規定する地区整備計画が定められて